

○新旧対照表（愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改正後	改正前
（調査基準価格及び調査基準基本価格の算定） 第3条 前条に規定する県工事の契約に係る調査基準価格（規則第133条の2第1項の規定に基づき作成する基準となる価格をいう。以下同じ。）及び調査基準基本価格（調査基準価格の算定の基本となる価格をいう。以下同じ。）は、別表1に掲げるところにより算出した額とする。 2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、前項の規定により算定した調査基準基本価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。 3 省略 （ランダム係数の決定） 第4条 別表1に掲げるランダム係数は、電子入札システムにより1.000から1.005の範囲内で決定する係数とする。 （調査基準価格の事後公表） 第5条 第3条第1項の規定により算定した調査基準価格は、契約の締結後に公表するものとする。 （調査資料の提出） 第6条 入札価格が別表1に掲げる税抜き調査基準価格 を下回る場合は、入札執行者は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次の各号に掲げる事	（調査基準価格_____の算定） 第3条 前条に規定する県工事の契約に係る調査基準価格（規則第133条の2第1項の規定に基づき作成する基準となる価格をいう。以下同じ。）_____は、別表1に掲げるところにより算出した額とする。 2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、前項の規定により算定した調査基準価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。 3 省略 （新設） （調査基準価格の事後公表） 第4条 前条第1項の規定により算定した調査基準価格は、契約の締結後に公表するものとする。 （調査資料の提出） 第5条 入札価格が調査基準価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜き調査基準価格」という。）を下回る場合は、入札執行者は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次の各号に掲げる事

項について、税抜き調査基準価格を下回る入札をした入札者（以下「低価格入札者」という。）の全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面（以下「調査資料」という。）を提出させた後、当該調査資料を発注部局の長に送付するものとする。 (1) ～ (13) 省略 2 省略 (調査の実施) <u>第7条</u> 省略 2 発注部局の長は、前項の調査中であっても、必要に応じ、落札候補者以外の低価格入札者について、調査を実施することができる。ただし、<u>第9条及び第10条</u>の規定は、落札候補者から、順次適用する。 3・4 省略 (失格判断基準の適用) <u>第8条</u> 省略 (低入札価格審査会における審査) <u>第9条</u> 発注部局の長は、<u>第7条</u>の調査の結果を低入札価格審査会（低入札価格審査会設置要綱（平成9年4月22日制定）により設置する審査会をいう。以下同じ。）に報告し、審査を求めるものとする。 2・3 省略 4 前3項の規定にかかわらず、落札候補者の入札価格が税抜き調査基準価格に0.95を乗じて得た額以上である場合であって、<u>第7条</u>の規定による調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、低入札価格審査会への付議を要しない。	項について、税抜き調査基準価格を下回る入札をした入札者（以下「低価格入札者」という。）の全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面（以下「調査資料」という。）を提出させた後、当該調査資料を発注部局の長に送付するものとする。 (1) ～ (13) 省略 2 省略 (調査の実施) <u>第6条</u> 省略 2 発注部局の長は、前項の調査中であっても、必要に応じ、落札候補者以外の低価格入札者について、調査を実施することができる。ただし、<u>第8条及び第9条</u>の規定は、落札候補者から、順次適用する。 3・4 省略 (失格判断基準の適用) <u>第7条</u> 省略 (低入札価格審査会における審査) <u>第8条</u> 発注部局の長は、<u>第6条</u>の調査の結果を低入札価格審査会（低入札価格審査会設置要綱（平成9年4月22日制定）により設置する審査会をいう。以下同じ。）に報告し、審査を求めるものとする。 2・3 省略 4 前3項の規定にかかわらず、落札候補者の入札価格が税抜き調査基準価格に0.95を乗じて得た額以上である場合であって、<u>第6条</u>の規定による調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、低入札価格審査会への付議を要しない。
---	--

5 省略 (落札者の決定) <u>第10条</u> 省略 2 入札執行者は、<u>第8条</u>の基準に該当し、又は前条の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該落札候補者を落札者とせず、その旨を当該落札候補者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高の評価値をもって入札をした者。以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、<u>第7条</u>から本条までの規定により手続を行うものとする。 3 省略 (落札者決定の通知) <u>第11条</u> 省略 (入札参加者への周知) <u>第12条</u> 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。 (1) 省略 (2) <u>税抜き</u>調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者	5 省略 (落札者の決定) <u>第9条</u> 省略 2 入札執行者は、<u>第7条</u>の基準に該当し、又は前条の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該落札候補者を落札者とせず、その旨を当該落札候補者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高の評価値をもって入札をした者。以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、<u>第6条</u>から本条までの規定により手続を行うものとする。 3 省略 (落札者決定の通知) <u>第10条</u> 省略 (入札参加者への周知) <u>第11条</u> 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。 (1) 省略 (2) _____調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者
---	---

の決定を保留し、調査の終了後に入札結果を通知すること。 (3) 省略 (4) すべての低価格入札者は、<u>第6条</u>の規定による調査資料の提出及び<u>第7条</u>の規定による調査に協力すべきこと。 (低価格入札者との契約等に係る措置) <u>第13条</u> <u>第10条</u>の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあっては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。 (1)～(4) 省略 2 省略 (雑則) <u>第14条</u> 省略	の決定を保留し、調査の終了後に入札結果を通知すること。 (3) 省略 (4) すべての低価格入札者は、<u>第5条</u>の規定による調査資料の提出及び<u>第6条</u>の規定による調査に協力すべきこと。 (低価格入札者との契約等に係る措置) <u>第12条</u> <u>第9条</u>の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあっては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。 (1)～(4) 省略 2 省略 (雑則) <u>第13条</u> 省略
---	--

別表1を次のとおり改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

別表 1 調査基準価格及び調査基準基本価格の算定方法

区分	計算式		備考
土木工事	税抜き調査基準基本価格	調査基準基本価格	ただし、左欄の税抜き調査基準基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を税抜き調査基準基本価格とする。
	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) (注1)	税抜き調査基準基本価格×1.1(注2)	
	税抜き調査基準価格	調査基準価格	
	税抜き調査基準基本価格×ランダム係数(注2)	税抜き調査基準価格×1.1(注2)	
建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	税抜き調査基準基本価格	調査基準基本価格	ただし、左欄の税抜き調査基準基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を税抜き調査基準基本価格とする。
	{直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68} (注1)	税抜き調査基準基本価格×1.1(注2)	
	税抜き調査基準価格	調査基準価格	
	税抜き調査基準基本価格×ランダム係数(注2)	税抜き調査基準価格×1.1(注2)	

(注1) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。

(注2) 計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。

別表 2 失格判断基準

費目	基準
直接工事費	設計金額における直接工事費の 90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 80%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の 80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満

(注1) この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用除外とすることがある。

(注2) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。